債を除く。）の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第３の10に定める率を乗じて得た額

L　地下高速鉄道を経営する第三セクターに対し補助する財源に充てるため平成13年度以降に発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債（大阪市において事業承継前に発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第３の10に定める率を乗じて得た額

M　地下高速鉄道を経営する第三セクターに対し出資する財源に充てるため平成11年度までの各年度において発行を許可された地下鉄緊急整備事業債（大阪市において事業承継前に発行を許可された地方債を除く。）の当該年度における元利償還金

N　昭和56年度以降に建設された市町村営のニュータウン鉄道の建設に係る事業費の10パーセントを出資する財源に充てるため昭和58年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された地方債の当該年度における元利償還金

O_n　昭和56年度以降に建設された市町村営のニュータウン鉄道の建設に係る事業費の一部を補助する財源に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の額のうち総務大臣が算定して通知した額

P_{14}＝0.0212

P_{15}＝0.0239

P_{16}＝0.0243

P_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0225

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0180

P_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0221

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0171

P_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0221

イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0162

P_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.02250

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るも

債を除く。）の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第３の10に定める率を乗じて得た額

L　地下高速鉄道を経営する第三セクターに対し補助する財源に充てるため平成13年度以降に発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債（大阪市において事業承継前に発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第３の10に定める率を乗じて得た額

M　地下高速鉄道を経営する第三セクターに対し出資する財源に充てるため平成11年度までの各年度において発行を許可された地下鉄緊急整備事業債（大阪市において事業承継前に発行を許可された地方債を除く。）の当該年度における元利償還金

N　昭和56年度以降に建設された市町村営のニュータウン鉄道の建設に係る事業費の10パーセントを出資する財源に充てるため昭和58年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された地方債の当該年度における元利償還金

O_n　昭和56年度以降に建設された市町村営のニュータウン鉄道の建設に係る事業費の一部を補助する財源に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の額のうち総務大臣が算定して通知した額

P_{14}＝0.0212

P_{15}＝0.0239

P_{16}＝0.0243

P_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0225

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0180

P_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0221

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0171

P_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0221

イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0288

P_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.02250

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るも